

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後				改 正 前			
第一 引用の法令及び法令番号の一覧表				第一 引用の法令及び法令番号の一覧表			
索引	法令名	法令番号		索引	法令名	法令番号	
き	<u>行政手続法</u>	<u>平成 5 年法律第 88 号</u>		き	(新設)	(新設)	
こ	<u>国税庁における情報システムに係る情報セキュリティの確保のための実施規則</u>	<u>平成 20 年国税庁訓令第 6 号</u>		こ	(新設)	(新設)	
さ	<u>債権管理回収業に関する特別措置法</u>	<u>平成 10 年法律第 126 号</u>		さ	(新設)	(新設)	
ほ	<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u>	<u>平成 3 年法律第 77 号</u>		ほ	(新設)	(新設)	
第二 引用通達（国税庁関係）				第二 引用通達（国税庁関係）			
日付	記号番号	件 名	提要引用項目	日付	記号番号	件 名	提要引用項目
<u>平成 20. 6. 23</u>	<u>官参 4-11</u>	<u>国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則（事務運営指針）</u>	<u>67-2</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後				改 正 前			
第三 省略用語一覧表				第三 省略用語一覧表			
索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語	索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語
け	<u>警察当局</u>	<u>26(6)</u>	<u>都道府県警察本部</u>	け	(新設)	(新設)	(新設)
こ	<u>公売不動産</u>	27	<u>公売する不動産</u>	こ	(新設)	(新設)	(新設)
さ	最高価申込者等	<u>26(6)</u>	(省略)	さ	最高価申込者等	<u>53(6)</u>	(同左)
し	<u>指定許認可等</u>	<u>34(9)</u>	<u>行政手続法第2条第3号</u> <u>《定義》に規定する許認可</u> <u>等であつて、当該許認可等</u> <u>を受けようとする者(その</u> <u>者が法人の場合には、その</u> <u>役員)が暴力団員等に該当</u> <u>しないことが同条第1号に</u> <u>規定する法令において当該</u> <u>許認可等の要件とされてい</u> <u>るものうち、国税庁長官</u> <u>が指定するもの</u>	し	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>署名</u>	11(3)	<u>署名(記名を含む。)</u>		<u>署名押印</u>	11(3)	<u>署名押印(記名押印を含</u> <u>む。)</u>
	親族その他の特 殊関係者	20	<u>徴収法第39条《無償又</u> <u>は著しい低額の譲受人等の</u> <u>二次納税義務》に規定する</u>		親族その他の特 殊関係者	20	<u>徴収法第38条《事業を</u> <u>譲り受けた特殊関係者の第</u> <u>二次納税義務》に規定する</u>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後					改 正 前				
				親族その他の特殊関係者					親族その他の特殊関係者
ち	<u>徴収規則</u>	<u>26(6)</u>	<u>国税徴収法施行規則</u>		ち	(新設)	(新設)	(新設)	
	<u>陳述書</u>	<u>34(9)</u>	<u>暴力団員等に該当しない旨の陳述書</u>			(新設)	(新設)	(新設)	
に	入札等	<u>26(6)</u>	(省略)		に	入札等	<u>51</u>	(同左)	
ふ	不動産等	<u>34(9)</u>	(省略)		ふ	不動産等	<u>26(6)</u>	(同左)	
ほ	<u>暴力団員等</u>	<u>26(6)</u>	<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号《定義》に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u>		ほ	(新設)	(新設)	(新設)	

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
換価事務提要主要項目別 目次	換価事務提要主要項目別 目次
<p>第3章 公売実施の一般的手続</p> <p>第7節 期日入札の方法による公売手続</p> <p>61-2 <u>陳述書の提出</u></p> <p>67-2 <u>暴力団員等に該当するか否かについての調査の嘱託</u></p> <p>(1) <u>調査の嘱託をしなければならない者</u></p> <p>(2) <u>調査の嘱託を要しない者</u></p> <p>(3) <u>調査の嘱託の手続</u></p> <p>(4) <u>暴力団員等の判定の時期</u></p> <p>(5) <u>罰則の適用</u></p> <p>第4章 随意契約による売却及び国による買入れ</p> <p>第1節 随意契約による売却</p> <p>90 随意契約による売却手続</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) <u>買受人となるべき者の決定の取消し</u></p> <p>(11) (省略)</p> <p>(12) (省略)</p> <p>(13) (省略)</p> <p>(14) (省略)</p> <p>91 広告によって行う随意契約による売却手続</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>(12) <u>買受人となるべき者の決定の取消し</u></p> <p>(13) (省略)</p> <p>(14) (省略)</p> <p>(15) (省略)</p>	<p>第3章 公売実施の一般的手続</p> <p>第7節 期日入札の方法による公売手続</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 随意契約による売却及び国による買入れ</p> <p>第1節 随意契約による売却</p> <p>90 随意契約による売却手続</p> <p>(1)～(9) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (同左)</p> <p>(11) (同左)</p> <p>(12) (同左)</p> <p>(13) (同左)</p> <p>91 広告によって行う随意契約による売却手続</p> <p>(1)～(9) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(12) (同左)</p> <p>(13) (同左)</p> <p>(14) (同左)</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 章 換価の事前準備</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 公売予告通知書等の送付</p> <p>(公売予告通知書等の送付の目的)</p> <p>5 「公売予告通知書」(様式 304000-006) 及び「換価執行決定予告通知書」(<u>様式 306020-048</u>) (以下「公売予告通知書等」という。) は、次に掲げる目的で、換価の実施に先立って、滞納者に送付する。</p> <p>(注) 換価執行決定(徴収法第 89 条の 2 第 1 項に規定する換価執行決定をいう。以下同じ。) による換価を実施しようとする場合は、滞納処分による差押えをした行政機関等(徴収法第 2 条第 13 号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。) との事前協議後に、滞納者に「換価執行決定予告通知書」を送付し、換価執行決定を予告する(168)。</p> <p>なお、換価執行決定を行った場合は、滞納者に「換価執行決定通知書」(<u>様式 306020-056</u>) を送付し、換価を予告する(徴収法第 89 条の 2 第 4 項、172)。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(公売予告通知書等を送付すべき者の範囲)</p> <p>6 「公売予告通知書等」は、5 に掲げる目的で、原則として、換価を実施しようとする全ての滞納者に送付する。ただし、「公売予告通知書等」を送付してもその効果が期待できないことが明らかな者に対しては、送付しないこととして差し支えない。</p> <p>なお、再公売(86、徴収法第 107 条) をする者、納税の猶予(国税通則法(以下「通則法」という。) 第 46 条第 1 項から第 3 項まで) 又は換価の猶予(徴収法第 151 条第 1 項又は第 151 条の 2 第 1 項) 等を取り消した者等に対しても、必要に応じて「公売予告通知書等」を送付する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 差押手続等の確認</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 換価の事前準備</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 公売予告通知書等の送付</p> <p>(公売予告通知書等の送付の目的)</p> <p>5 「公売予告通知書」(様式 304000-006) 及び「換価執行決定予告通知書」(以下「公売予告通知書等」という。) は、次に掲げる目的で、換価の実施に先立って、滞納者に送付する。</p> <p>(注) 換価執行決定(徴収法第 89 条の 2 第 1 項に規定する換価執行決定をいう。以下同じ。) による換価を実施しようとする場合は、滞納処分による差押えをした行政機関等(徴収法第 2 条第 13 号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。) との事前協議後に、滞納者に「換価執行決定予告通知書」を送付し、換価執行決定を予告する(168)。</p> <p>なお、換価執行決定を行った場合は、滞納者に「換価執行決定通知書」を送付し、換価を予告する(徴収法第 89 条の 2 第 4 項、172)。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(公売予告通知書等を送付すべき者の範囲)</p> <p>6 「公売予告通知書等」は、5 に掲げる目的で、原則として、換価を実施しようとする全ての滞納者に送付する。</p> <p>ただし、「公売予告通知書等」を送付してもその効果が期待できないことが明らかな者に対しては、送付しないこととして差し支えない。</p> <p>なお、再公売(86、徴収法第 107 条) をする者、納税の猶予(国税通則法(以下「通則法」という。) 第 46 条第 1 項から第 3 項まで) 又は換価の猶予(徴収法第 151 条第 1 項) 等を取り消した者等に対しても、必要に応じて「公売予告通知書等」を送付する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 差押手続等の確認</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(差押手続についての確認)</p> <p>11 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 検索に引き続き差押えをした場合には、「差押調書」に、差押えをした徴収職員<u>の署名押印(記名押印を含む。)</u>及び立会人の署名(記名を含む。以下同じ。)が<u>されているか</u>、また、立会人の署名がない場合にはその理由を記載しているか(国税徴収法施行令(以下「徴収令」という。)第21条第1項、第2項)。</p> <p>(4)～(19) (省略)</p> <p>(法令の規定による換価の制限の有無)</p> <p>13 (省略)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 徴収法第151条第1項又は第151条の2第1項《換価の猶予の要件等》の規定による換価の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間</p> <p>(6)～(18) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 差押財産等の実地調査等</p> <p>(実地調査の実施)</p> <p>18 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 確認結果に基づく所要の措置</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 滞納者の実情及び差押財産等の現況等からみて、換価の猶予(徴収法第151条第1項又は第151条の2第1項)又は滞納処分の停止(徴収法第153条第1項)等換価以外の方法により整理することが適切と認められるものについては、その方法により処理すること。</p> <p>ハ (省略)</p>	<p>(差押手続についての確認)</p> <p>11 (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 検索に引き続き差押えをした場合には、「差押調書」に、差押えをした徴収職員及び立会人が署名押印(記名押印を含む。以下同じ。)をしているか、また、立会人の署名押印がない場合にはその理由を記載しているか(国税徴収法施行令(以下「徴収令」という。)第21条第1項、第2項)。</p> <p>(4)～(19) (同左)</p> <p>(法令の規定による換価の制限の有無)</p> <p>13 (同左)</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 徴収法第151条第1項《換価の猶予の要件》の規定による換価の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間</p> <p>(6)～(18) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第5節 差押財産等の実地調査等</p> <p>(実地調査の実施)</p> <p>18 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 確認結果に基づく所要の措置</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 滞納者の実情及び差押財産等の現況等からみて、換価の猶予(徴収法第151条第1項)又は滞納処分の停止(徴収法第153条第1項)等換価以外の方法により整理することが適切と認められるものについては、その方法により処理すること。</p> <p>ハ (同左)</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
ニ (省略) (イ) (省略) (ロ) 差押財産等を保管している滞納者又は第三者から、その不足する事由についてのも末書を徴し、必要に応じて保管者の責任を追及すること（徴収法第187条、 <u>第188条、第190条</u> 、刑法第252条第2項、第262条等参照）。 ホ (省略)	ニ (同左) (イ) (同左) (ロ) 差押財産等を保管している滞納者又は第三者から、その不足する事由についてのも末書を徴し、必要に応じて保管者の責任を追及すること（徴収法第187条から第189条まで、刑法第252条第2項、第262条等参照）。 ホ (同左)
<p style="text-align: center;">第6節 差押財産の搬出等</p>	<p style="text-align: center;">第6節 差押財産の搬出等</p>
<p>(差し押さえた動産等の換価前の搬出)</p>	<p>(差し押さえた動産等の換価前の搬出)</p>
<p>20 差し押さえた動産又は有価証券を換価する場合には、支障のない限り、事前にその財産を搬出してから換価を実施すること。ただし、例えば、工場等に固定した大型機械、特殊大型設備等運搬困難な財産については、搬出しなくても差し支えない（徴収法第60条第1項、徴基通第60条関係10の(1)参照）。</p> <p>なお、その財産を滞納者の親族その他の特殊関係者（<u>徴収法第39条《無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務》</u>）に規定する親族その他の特殊関係者をいう。以下同じ。）以外の第三者が占有している場合において、その財産について受けた引渡命令につき、その財産が滞納者に帰属していないことを理由として不服申立てをしたときは、その不服申立ての係属する間は、その財産の搬出をすることができないことに留意する（徴収法第172条）。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>20 差し押さえた動産又は有価証券を換価する場合には、支障のない限り、事前にその財産を搬出してから換価を実施すること。ただし、例えば、工場等に固定した大型機械、特殊大型設備等運搬困難な財産については、搬出しなくても差し支えない（徴収法第60条第1項、徴基通第60条関係10の(1)参照）。</p> <p>なお、その財産を滞納者の親族その他の特殊関係者（<u>徴収法第38条《事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務》</u>）に規定する親族その他の特殊関係者をいう。以下同じ。）以外の第三者が占有している場合において、その財産について受けた引渡命令につき、その財産が滞納者に帰属していないことを理由として不服申立てをしたときは、その不服申立ての係属する間は、その財産の搬出をすることができないことに留意する（徴収法第172条）。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 公売実施の一般的手続</p> <p style="text-align: center;">第1節 公売実施内容の決定</p>	<p style="text-align: center;">第3章 公売実施の一般的手続</p> <p style="text-align: center;">第1節 公売実施内容の決定</p>
<p>(公売実施日程の計画)</p>	<p>(公売実施日程の計画)</p>
<p>26 (省略)</p> <p>(1) 公売公告</p>	<p>26 (同左)</p> <p>(1) 公売公告</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>イ (省略)</p> <p>ロ 公売公告期間を短縮できる場合 次に掲げる場合においては、イに掲げる公売公告期間を短縮することができること。ただし、徴収法第99条第1項《見積価額の公告等》の規定により見積価額の公告をしなければならないときは、その公売公告期間は、見積価額の公告期間より短い期間とすることはできない(徴収法第95条第1項ただし書、徴基通第95条関係3から5)。 (イ)～(ニ) (省略) (2)～(5) (省略) (6) 売却決定の日時 売却決定の日時については、次に掲げる公売財産の種類に応じて定めること(54、<u>徴収法第111条、第113条第1項、国税徴収法施行規則(以下「徴収規則」という。)</u>第1条の6参照)。</p> <p><u>イ 動産、有価証券又は電話加入権を公売に付するときは、最高価申込者の決定の日</u></p> <p><u>且</u></p> <p><u>ロ 不動産を公売に付するときは、最高価申込者の決定の日から起算して7日を経過した日から21日を経過した日までの期間内で税務署長が指定する日</u></p> <p>(注) 「<u>税務署長が指定する日</u>」は、徴収法第104条《最高価申込者の決定》及び第104条の2《次順位買受申込者の決定》の規定により最高価申込者及び次順位買受申込者(以下「最高価申込者等」という。)(その者が法人である場合は、その役員)又は自己の計算において最高価申込者等に入札等(公売財産の入札又は競り売りに係る買受けの申込みをいう。以下同じ。)をさせた者(その者が法人である場合は、その役員)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号《定義》に規定する暴力団員をいう。以下同じ。徴基通第99条の2関係1参照。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)に該当するか</p>	<p>イ (同左)</p> <p>ロ 公売公告期間を短縮できる場合 次に掲げる場合においては、イに掲げる公売公告期間を短縮することができること。ただし、徴収法第99条第1項《見積価額の公告》の規定により見積価額の公告をしなければならないときは、その公売公告期間は、見積価額の公告期間より短い期間とすることはできない(徴収法第95条第1項ただし書、徴基通第95条関係3から5)。 (イ)～(ニ) (同左) (2)～(5) (同左) (6) 売却決定の日時 <u>動産、有価証券又は電話加入権を公売に付するときは最高価申込者の決定の日において、また、不動産等(不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権又は電話加入権以外の無体財産権等をいう。以下同じ。)</u>を公売に付するときは<u>最高価申込者の決定の日から起算して7日を経過した日において、売却決定を行うこと(54、徴収法第111条、第113条第1項参照)。</u> (新設) (新設)</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>否かについての調査嘱託の回答に要する日数に係る都道府県警察本部（以下「警察当局」という。）との協議を踏まえた上で決定するものとする。</p> <p>ハ 船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権又は電話加入権以外の無体財産権等を公売に付するときは、最高価申込者の決定の日から起算して7日を経過した日</p> <p>(注) 上記の「起算して7日を経過した日」又は「21日を経過した日」が休日等に当たっても延期されないことに留意する（徴基通第113条関係1）。</p> <p>(7)～(10) (省略)</p> <p>(公売財産についての下見)</p> <p>27 買受希望者に公売財産に関する情報を提供するため、公売公告後、必要に応じ、一定の日時を定めて買受希望者に公売財産の下見をさせるように措置すること。この場合において、公売する動産、自動車、建設機械若しくは小型船舶を滞納者若しくは第三者に保管させたままで公売するとき、又は公売する不動産（以下「公売不動産」という。）について現に使用収益をしている者等がいるときは、事前にそれらの者に対して連絡し、その事業等に著しい支障を与えないよう配慮する。</p> <p>なお、公売財産が酒類、ブレンドガソリン等であるため、買受希望者による品質判定（例えば、利き酒）のため、その一部を採取することが必要不可欠と認められる場合は、滞納者の同意を得た上で採取し、又は採取させること。</p> <p style="text-align: center;">第2節 公売公告</p> <p>(公告すべき事項)</p> <p>34 (省略)</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 買受人の一定の資格その他の要件（徴収法第95条第1項第7号）</p> <p>公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするとき（141、148、<u>149</u>）は、その旨を記載すること（徴基通第95条関係13、14）。</p>	<p>(新設)</p> <p>(7)～(10) (同左)</p> <p>(公売財産についての下見)</p> <p>27 買受希望者に公売財産に関する情報を提供するため、公売公告後、必要に応じ、一定の日時を定めて買受希望者に公売財産の下見をさせるように措置すること。この場合において、公売する動産、自動車、建設機械若しくは小型船舶を滞納者若しくは第三者に保管させたままで公売するとき、又は公売する不動産について現に使用収益をしている者等がいるときは、事前にそれらの者に対して連絡し、その事業等に著しい支障を与えないよう配慮する。</p> <p>なお、公売財産が酒類、ブレンドガソリン等であるため、買受希望者による品質判定（例えば、利き酒）のため、その一部を採取することが必要不可欠と認められる場合は、滞納者の同意を得た上で採取し、又は採取させること。</p> <p style="text-align: center;">第2節 公売公告</p> <p>(公告すべき事項)</p> <p>34 (同左)</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 買受人の一定の資格その他の要件（徴収法第95条第1項第7号）</p> <p>公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするとき（141、148、<u>159</u>）は、その旨を記載すること（徴基通第95条関係13、14）。</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(8) (省略)</p> <p>(9) その他(徴収法第95条第1項第9号) (省略) イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 公売財産の所有権の移転につき農地法その他法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、農業委員会、都道府県知事若しくは農林水産大臣の指定する市町村の長から交付を受けた買受適格証明書等の提出又は提示が必要である旨(98の(1)、141の(2)のロ、149の(3)、(4)、152の(2)、農地法第3条第1項、<u>第5条第1項</u>、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、<u>漁業法第79条第1項</u>、電気通信事業法附則第9条第1項(旧公衆電気通信法第38条第1項)等)</p> <p>ホ～リ (省略)</p> <p>ヌ 入札の方法により公売する場合は、次の事項</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 入札書の提出方法</p> <p><u>なお、不動産を公売する場合は、暴力団員等でない旨の陳述書(以下「陳述書」という。)及び指定許認可等を受けていることを証する書面の提出方法を併せて記載すること。</u></p> <p><u>(注) 「指定許認可等」とは、行政手続法第2条第3号《定義》に規定する許認可等であって、当該許認可等を受けようとする者(その者が法人の場合には、その役員)が暴力団員等に該当しないことが同条第1号に規定する法令において当該許認可等の要件とされているもののうち、国税庁長官が指定するものをいう(徴収規則第1条の4第3項、令和2年国税庁告示第19号参照)。</u></p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>ル (省略)</p> <p>ヲ 入札の方法により不動産等(不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、<u>小型船舶、債権又は電話加入権以外の無体財産権等をいう。以下同じ。</u>)を公売する</p>	<p>(8) (同左)</p> <p>(9) その他(徴収法第95条第1項第9号) (同左) イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 公売財産の所有権の移転につき農地法その他法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、農業委員会、都道府県知事若しくは農林水産大臣の指定する市町村の長から交付を受けた買受適格証明書等の提出又は提示が必要である旨(98の(1)、141の(2)のロ、149の(3)、(4)、152の(2)、農地法第3条第1項、<u>第5項</u>、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、<u>漁業法第26条第1項</u>、電気通信事業法附則第9条第1項(旧公衆電気通信法第38条第1項)等)</p> <p>ホ～リ (同左)</p> <p>ヌ 入札の方法により公売する場合は、次の事項</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 入札書の提出方法</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ル (同左)</p> <p>ヲ 入札の方法により不動産等を公売する場合における次順位による買受けの申込みは、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに行う旨</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>場合における次順位による買受けの申込みは、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに行う旨 ワ～レ (省略)</p> <p>(公告の時期等)</p> <p>36 (省略)</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 公売公告期間を短縮した場合においても、徴収法第 99 条第 1 項《見積価額の公告等》の規定により見積価額の公告をしなければならないときは、その見積価額の公告期間より短い公売公告期間とすることはできないことに留意する (26 の(1)のロ、徴基通 95 条関係 3 ただし書)。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>(公売公告の内容に変更等があった場合の処理)</p> <p>39 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p><u>(3) 徴収法第 106 条の 2 《調査の嘱託》の規定による調査嘱託 (67-2 参照) の回答が売却決定期日以後となったために売却決定を行わなかった場合において、売却決定期日以後にその回答があったときは、当該公売を中止しなくても買受人及び買受価額の公正な決定に影響がないと考えられるので、公売手続を続行することとして差し支えない。</u></p> <p><u>なお、売却決定期日の変更に伴う処理は、160 (不服申立てがあった場合の換価の制限に関する処理) の(2)に準じて行う。</u></p> <p><u>おって、変更後の売却決定期日は回答書の受領日となるため (徴収規則第 1 条の 6)、変更後の売却決定期日における債権現在額の確認等に要する時間を考慮した上で、回答書の受領日を決定することに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 節 公売の通知</p>	<p>ワ～レ (同左)</p> <p>(公告の時期等)</p> <p>36 (同左)</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 公売公告期間を短縮した場合においても、徴収法第 99 条第 1 項《見積価額の公告》の規定により見積価額の公告をしなければならないときは、その見積価額の公告期間より短い公売公告期間とすることはできないことに留意する (26 の(1)のロ、徴基通 95 条関係 3 ただし書)。</p> <p>3～5 (同左)</p> <p>(公売公告の内容に変更等があった場合の処理)</p> <p>39 (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 公売の通知</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(公売の通知)</p> <p>47 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 公売財産上に、永小作権、地役権、採石権、仮登記(担保のための仮登記を含む。)に係る権利、徴収法第 59 条第 1 項後段、第 3 項若しくは第 4 項《<u>引渡命令を受けた第三者等の権利の保護</u>》(これらの規定を徴収法第 71 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は前払借賃に係る債権を有する者等のうち知れている者</p> <p>ホ・ヘ (省略)</p> <p>(2) 公売公告をしたときは、次に掲げる者のうち知れている者に対しても「公売通知書」によりその旨を通知するものとする。</p> <p>イ 徴収法第 19 条《<u>不動産保存の先取特権等の優先</u>》及び第 20 条《<u>法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先</u>》に規定する先取特権以外の先取特権者(徴基通第 96 条関係 5 の(注) 1)</p> <p>ロ～ニ (省略)</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(5) 「公売通知書」による通知に当たっては、次のことに留意すること。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 交付送達の方法によるときは、必ず「送達記録書」により書類を受領した者の署名を求めること。</p> <p>ハ・ニ (省略)</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>(公売の通知)</p> <p>47 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 公売財産上に、永小作権、地役権、採石権、仮登記(担保のための仮登記を含む。)に係る権利、徴収法第 59 条第 1 項後段、第 3 項若しくは第 4 項《<u>第三者の損害賠償請求権等への配当</u>》(これらの規定を徴収法第 71 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は前払借賃に係る債権を有する者等のうち知れている者</p> <p>ホ・ヘ (同左)</p> <p>(2) 公売公告をしたときは、次に掲げる者のうち知れている者に対しても「公売通知書」によりその旨を通知するものとする。</p> <p>イ 徴収法第 19 条及び第 20 条《<u>不動産保存の先取特権等の優先等</u>》に規定する先取特権以外の先取特権者(徴基通第 96 条関係 5 の(注) 1)</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(3)・(4) (同左)</p> <p>(5) 「公売通知書」による通知に当たっては、次のことに留意すること。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 交付送達の方法によるときは、必ず「送達記録書」により書類を受領した者の署名押印を求めること。</p> <p>ハ・ニ (同左)</p> <p>(6) (同左)</p>
第 5 節 公売保証金	第 5 節 公売保証金
(公売保証金の提供)	(公売保証金の提供)

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>49 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公売保証金の提供方法 (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 入札者等と保証銀行等（銀行その他税務署長が相当と認める者をいう。以下同じ。）との間において、期限を定めず当該入札者等に係る公売保証金の額に相当する現金を税務署長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約が締結されたことを証する書面（以下「納付保証委託契約証明書」という。）を税務署長に提出する方法（徴収法第 100 条第 1 項第 2 号、<u>徴収規則第 1 条の 3</u>、徴基通第 100 条関係 5 から 7 参照）</p> <p>（公売保証金の提供時期）</p> <p>51 公売保証金は、入札等に先立って、入札者等から提供させる（徴収法第 100 条第 1 項本文参照）。ただし、入札時刻の終わる直前において一時に多数の入札者が参集した場合等で上記により難いときには、入札者等に、公売保証金を封筒に入れ封をして、<u>署名</u>の上これを提出させ、入札等後開札又は競り売りの終了までの間において公売保証金の領収手続を行う取扱いとして差し支えない。</p> <p>（公売保証金の領収等に関する処理）</p> <p>53 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 公売保証金の内訳は、「保管金提出書兼受入書」の「売却代金等の明細」欄に記載すること。この場合において、売却区分等が多いため「売却代金等の明細」欄に記載しきれないときは、「明細は別紙のとおり」と記載して「保管金提出書兼受入書」の規格により「明細書」を作成すること（管理運営事務提要（事務手続編）</p>	<p>49 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 公売保証金の提供方法 (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 入札者等と保証銀行等（銀行その他税務署長が相当と認める者をいう。以下同じ。）との間において、期限を定めず当該入札者等に係る公売保証金の額に相当する現金を税務署長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約が締結されたことを証する書面（以下「納付保証委託契約証明書」という。）を税務署長に提出する方法（徴収法第 100 条第 1 項第 2 号、<u>国税徴収法施行規則第 1 条の 2</u>、徴基通第 100 条関係 5 から 7 参照）</p> <p>（公売保証金の提供時期）</p> <p>51 公売保証金は、入札等<u>（公売財産の入札又は競り売りに係る買受けの申込みをいう。以下同じ。）</u>に先立って、入札者等から提供させる（徴収法第 100 条第 1 項本文参照）。ただし、入札時刻の終わる直前において一時に多数の入札者が参集した場合等で上記により難いときには、入札者等に、公売保証金を封筒に入れ封をして、<u>署名押印</u>の上これを提出させ、入札等後開札又は競り売りの終了までの間において公売保証金の領収手続を<u>取る</u>取扱いとして差し支えない。</p> <p>（公売保証金の領収等に関する処理）</p> <p>53 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 公売保証金の内訳は、「保管金提出書兼受入書」の「売却代金等の明細」欄に記載すること。この場合において、売却区分等が多いため「売却代金等の明細」欄に記載しきれないときは、「明細は別紙のとおり」と記載して「保管金提出書兼受入書」の規格により「明細書」を作成すること（管理運営事務提要（事務手続編）</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の1の(2)のイの(ロ)。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(2) 領収</p> <p>公売保証金を受け入れる場合には、歳入歳出外現金出納官吏は、次の事項を確認してこれを領収し、「歳入歳出外現金領収証書」をその公売保証金を納付した者に交付すること（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の1の(1)から(3)まで）。</p> <p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合において、公売保証金を銀行振込みの方法により納付させたときは、「歳入歳出外現金領収証書」をその公売保証金を納付した者に郵送する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 公売保証金として小切手による納付があった場合には、その小切手が領収できるものであるか（49の(2)のイの(注)、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>1</u>の1の(2)のロ）。</p> <p>(3) 払込み</p> <p>公売保証金として受け入れた現金は、主任歳入歳出外現金出納官吏に払い込まなければならない。ただし、その公売保証金を受入れの当日においてその公売保証金を納付した者に払い渡すときは、上記の払込みを要しないこと（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の1の(8)のロ）。</p> <p>(4) 保管</p> <p>(省略)</p> <p>イ 主任歳入歳出外現金出納官吏が領収した現金又は分任歳入歳出外現金出納官吏から払込みを受けた現金は、出納官吏事務規程、保管金取扱規程及び保管金払込事務等取扱規程により、保管金取扱店又は預金取扱店に払込みをすること（出納官吏事務規程第3条ただし書、第61条、保管金払込事務等取扱規程第3条、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>1</u>の2の(1)、(2)のイ）。</p> <p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合には、主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座に振り込まれた現金又は分任歳入歳出外現</p>	<p>第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の1の(2)。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(2) 領収</p> <p>公売保証金を受け入れる場合には、歳入歳出外現金出納官吏は、次の事項を確認してこれを領収し、「歳入歳出外現金領収証書」をその公売保証金を納付した者に交付すること（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の1の(1)から(3)まで）。</p> <p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合において、公売保証金を銀行振込みの方法により納付させたときは、「歳入歳出外現金領収証書」をその公売保証金を納付した者に郵送する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 公売保証金として小切手による納付があった場合には、その小切手が領収できるものであるか（49の(2)のイの(注)、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の1の(2)のロ）。</p> <p>(3) 払込み</p> <p>公売保証金として受け入れた現金は、主任歳入歳出外現金出納官吏に払い込まなければならない。ただし、その公売保証金を受入れの当日においてその公売保証金を納付した者に払い渡すときは、上記の払込みを要しないこと（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の1の(8)のロ）。</p> <p>(4) 保管</p> <p>(同左)</p> <p>イ 主任歳入歳出外現金出納官吏が領収した現金又は分任歳入歳出外現金出納官吏から払込みを受けた現金は、出納官吏事務規程、保管金取扱規程及び保管金払込事務等取扱規程により、保管金取扱店又は預金取扱店に払込みをすること（出納官吏事務規程第3条ただし書、第61条、保管金払込事務等取扱規程第3条、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の2の(1)、(2)のイ）。</p> <p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合には、主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座に振り込まれた現金又は分任歳入歳出外現</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>金出納官吏から払込みを受けた現金を、保管金取扱規程及び保管金払込事務等取扱規程に従い保管金取扱店に払込みすること（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>1</u>の2の(1)）。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>ロ 領収の日の翌日若しくは払込みを受けた日の翌日から6日以内に国税若しくは歳入に充て又は債権者に払渡しをすることができるもので特に必要があると認められるものあるいはその保管してある現金が20万円を超えない範囲内のものについては、主任歳入歳出外現金出納官吏は、これを金庫に保管することができること（予算決算及び会計令第103条ただし書、出納官吏事務規程第3条、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>1</u>の2(1)のイのただし書、(2)のロ）。</p> <p>ハ（省略）</p> <p>(5) 買受代金への充当</p> <p>（省略）</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ 徴収法第115条第4項《<u>買受代金の納付の期限等</u>》の規定により売却決定が取り消された場合において買受人が提供した公売保証金があるときは、これをその公売に係る国税に充てる。この場合において、滞納者を異にする複数の財産を一括換価した場合の公売保証金については、各財産に係る公売保証金の額をそれぞれの滞納者の公売に係る国税に充てることに留意する（50参照）。</p> <p>なお、国税への充当後、なお残余があるときは、その残余金を当該公売財産の差押え時における権利者であった滞納者に交付すること（徴収法第100条第3項ただし書、徴基通第100条関係12）。この場合において、納付保証委託契約証明書を提出する方法により公売保証金を提供しているときは、保証銀行等に当該公売保証金の額に相当する現金を納付させた上で、その公売に係る国税へ充当等の処理をすること（徴収法第100条第4項、徴基通第100条関係9参照）。</p> <p>おって、公売保証金をその公売に係る国税に充てたとき及びその残余金を滞納者に交付すべきときは、その旨を「充当通知書」（様式308030-010・011）により</p>	<p>金出納官吏から払込みを受けた現金を、保管金取扱規程及び保管金払込事務等取扱規程に従い保管金取扱店に払込みすること（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の2の(1)）。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>ロ 領収の日の翌日若しくは払込みを受けた日の翌日から6日以内に国税若しくは歳入に充て又は債権者に払渡しをすることができるもので特に必要があると認められるものあるいはその保管してある現金が20万円を超えない範囲内のものについては、主任歳入歳出外現金出納官吏は、これを金庫に保管することができること（予算決算及び会計令第103条ただし書、出納官吏事務規程第3条、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の2(1)のただし書、(2)のロ）。</p> <p>ハ（同左）</p> <p>(5) 買受代金への充当</p> <p>（同左）</p> <p>イ（同左）</p> <p>ロ 徴収法第115条第4項《<u>売却決定の取消し</u>》の規定により売却決定が取り消された場合において買受人が提供した公売保証金があるときは、これをその公売に係る国税に充てる。この場合において、滞納者を異にする複数の財産を一括換価した場合の公売保証金については、各財産に係る公売保証金の額をそれぞれの滞納者の公売に係る国税に充てることに留意する（50参照）。</p> <p>なお、国税への充当後、なお残余があるときは、その残余金を当該公売財産の差押え時における権利者であった滞納者に交付すること（徴収法第100条第3項ただし書、徴基通第100条関係12）。この場合において、納付保証委託契約証明書を提出する方法により公売保証金を提供しているときは、保証銀行等に当該公売保証金の額に相当する現金を納付させた上で、その公売に係る国税へ充当等の処理をすること（徴収法第100条第4項、徴基通第100条関係9参照）。</p> <p>おって、公売保証金をその公売に係る国税に充てたとき及びその残余金を滞納者に交付すべきときは、その旨を「充当通知書」（様式308030-010・011）により</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>滞納者に通知するものとする（徴基通第 100 条関係 13）。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>(6) 公売保証金の返還</p> <p>（省略）</p> <p>イ 最高価申込者等を定めた場合において、他の入札者等の提供した公売保証金があるとき。</p> <p>なお、徴収法第 105 条第 2 項《<u>複数落札入札制による最高価申込者の決定</u>》の規定により入札がなかったものとされた場合において、入札がなかったものとされた者が提供した公売保証金があるときは、入札がなかったものとされた入札数量に相当するその公売保証金についても上記と同様に取り扱う（徴基通第 100 条関係 15）。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>ロ～ホ （省略）</p> <p>へ <u>徴収法第 108 条第 5 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により最高価申込者等の決定が取り消された場合において、最高価申込者等の提供した公売保証金があるとき（徴基通第 108 条関係 28）。</u></p> <p>ト 徴収法第 117 条《<u>国税等の完納による売却決定の取消し</u>》の規定により売却決定が取り消された場合又は換価財産（換価に付した財産をいう。以下同じ。）に係る国税が完納されたことにより最高価申込者等の決定が取り消された場合において、買受人又は最高価申込者等の提供した公売保証金があるとき（徴基通第 100 条関係 18）。</p> <p>チ （省略）</p> <p>(7) 公売保証金の国庫帰属</p> <p>徴収法第 108 条第 2 項《<u>公売実施の適正化のための措置</u>》の規定により、入札等をなかつたものとし、又は最高価申込者等の決定を取り消した場合において、その処分を受けた者の提供した公売保証金があるときは、その公売保証金は国庫に帰属</p>	<p>滞納者に通知するものとする（徴基通第 100 条関係 13）。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>(6) 公売保証金の返還</p> <p>（同左）</p> <p>イ <u>徴収法第 104 条《最高価申込者の決定》及び第 104 条の 2 《次順位買受申込者の決定》の規定により最高価申込者及び次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という。）</u>を定めた場合において、他の入札者等の提供した公売保証金があるとき。</p> <p>なお、徴収法第 105 条第 2 項《<u>複数落札入札において入札がなかったものとされる場合</u>》の規定により入札がなかったものとされた場合において、入札がなかったものとされた者が提供した公売保証金があるときは、入札がなかったものとされた入札数量に相当するその公売保証金についても上記と同様に取り扱う（徴基通第 100 条関係 15）。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>ロ～ホ （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>へ 徴収法第 117 条《<u>国税の完納による売却決定の取消し</u>》の規定により売却決定が取り消された場合又は換価財産（換価に付した財産をいう。以下同じ。）に係る国税が完納されたことにより最高価申込者等の決定が取り消された場合において、買受人又は最高価申込者等の提供した公売保証金があるとき（徴基通第 100 条関係 18）。</p> <p>ト （同左）</p> <p>(7) 公売保証金の国庫帰属</p> <p>徴収法第 108 条第 2 項《<u>最高価申込者とする決定等の取消し</u>》の規定により、入札等をなかつたものとし、又は最高価申込者等の決定を取り消した場合において、その処分を受けた者の提供した公売保証金があるときは、その公売保証金は国庫に</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>させること（徴収法第108条第3項）。この場合において、納付保証委託契約証明書を提出する方法により公売保証金を提供しているときは、保証銀行等に当該公売保証金の額に相当する現金を納付させた上で、当該現金を国庫に帰属させること（徴収法第100条第5項、徴基通第100条関係9参照）。したがって、(5)又は(6)による措置はとらないことに留意する（徴基通第108条関係20から24）。</p> <p>(注) 現金で納付する方法により提供した公売保証金について、徴収法第100条第3項又は第6項《<u>公売保証金</u>》の規定により公売保証金が既に買受代金納付としての効果を生じているとき（徴基通第100条関係8参照）、買受人へ交付されているとき等は、国庫に帰属すべき公売保証金はないことに留意する（徴基通第108条関係21）。</p> <p>なお、公売保証金を国庫に帰属させる場合の手続は次によること。</p> <p>イ 公売保証金は、その都度保管金国庫帰属の決議をし、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>6</u>の2《<u>保管金政府所得の報告</u>》の定めるところにより、「保管金政府所得調書」を国税局長に送付すること。</p> <p>なお、公売保証金の国庫帰属の決議をしたときは、その旨を公売保証金を提供した者に対して、「入札等をなかつたものとした旨の通知書」（様式308020-054）又は「売却決定取消通知書」（様式308020-081～083）に付記して通知すること。</p> <p>ロ 国庫に帰属された公売保証金について「納入告知書」の送付を受けたときは、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>6</u>の3《<u>歳入納付の処理</u>》の定めるところにより歳入に納付する処理をすること。</p> <p>(8) (省略)</p>	<p>帰属させること（徴収法第108条第3項）。この場合において、納付保証委託契約証明書を提出する方法により公売保証金を提供しているときは、保証銀行等に当該公売保証金の額に相当する現金を納付させた上で、当該現金を国庫に帰属させること（徴収法第100条第5項、徴基通第100条関係9参照）。したがって、(5)又は(6)による措置はとらないことに留意する（徴基通第108条関係20から24）。</p> <p>(注) 現金で納付する方法により提供した公売保証金について、徴収法第100条第3項又は第6項《<u>公売保証金の買受代金への充当等</u>》の規定により公売保証金が既に買受代金納付としての効果を生じているとき（徴基通第100条関係8参照）、買受人へ交付されているとき等は、国庫に帰属すべき公売保証金はないことに留意する（徴基通第108条関係21）。</p> <p>なお、公売保証金を国庫に帰属させる場合の手続は次によること。</p> <p>イ 公売保証金は、その都度保管金国庫帰属の決議をし、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>7</u>の2《<u>保管金政府所得の報告</u>》の定めるところにより、「保管金政府所得調書」を国税局長に送付すること。</p> <p>なお、公売保証金の国庫帰属の決議をしたときは、その旨を公売保証金を提供した者に対して、「入札等をなかつたものとした旨の通知書」（様式308020-054）又は「売却決定取消通知書」（様式308020-081～083）に付記して通知すること。</p> <p>ロ 国庫に帰属された公売保証金について「納入告知書」の送付を受けたときは、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>7</u>の3《<u>歳入納付の処理</u>》の定めるところにより歳入に納付する処理をすること。</p> <p>(8) (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第6節 買受代金の領収</p> <p>(買受代金の納付の期限)</p> <p>54 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公売財産が<u>不動産</u>である場合には、公売期日等から起算して7日を経過した日か</p>	<p style="text-align: center;">第6節 買受代金の領収</p> <p>(買受代金の納付の期限)</p> <p>54 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 公売財産が<u>不動産等</u>である場合には、公売期日等から起算して7日を経過した日</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>ら 21 日を経過した日までの期間内で税務署長が指定する日が売却決定の日となること（徴収法第 113 条第 1 項、徴収規則第 1 条の 6）。</p> <p>(3) <u>公売財産が船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権又は電話加入権以外の無体財産権等である場合には、公売期日等から起算して 7 日を経過した日が売却決定の日となること（徴収法第 113 条第 1 項）。</u></p> <p>(注) 上記の「<u>起算して 7 日を経過した日</u>」又は「<u>21 日を経過した日</u>」が休日等に当たっても延期されないことに留意する（徴基通第 113 条関係 1）。</p> <p>(買受代金の納付)</p> <p>56 (省略)</p> <p>(1) 買受人に買受代金の納付をさせるときは、「歳入歳出外現金領収証書」と複写により「保管金提出書兼受入書」を作成すること。この場合において買受代金に充てる旨の申出がされている公売保証金があるときは、その金額を「摘要」欄（「充当申出」欄）に記載すること（管理運営事務提要（事務手続編）第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款第 2 の 1 の(3)のハのなお書）。</p> <p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合には、「公売保証金の充当申出書」の提出により、充当申出があったものとする。</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 上記の「保管金提出書兼受入書」は、徴収令第 42 条の 6 に規定する買受代金を納付する際に買受人が提出すべき「書面」を兼ねるものであることに留意する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(注) 上記の場合において、領収手続を行う前に月末が到来し、「預金現在高証明書」と「現金出納簿」及び「保管金一人別内訳カード」とが相違することになった場合には、「売却代金が売却決定前に振り込まれたため、領収できない。」旨及び金額を「現金現在高証明書」の余白及び「預金出納簿」の「備</p>	<p>が売却決定の日となること（徴収法第 113 条第 1 項）</p> <p>(新設)</p> <p>(注) 上記の「起算して 7 日を経過した日」が休日等に当たっても延期されないことに留意する（徴基通第 113 条関係 1）。</p> <p>(買受代金の納付)</p> <p>56 (同左)</p> <p>(1) 買受人に買受代金の納付をさせるときは、「歳入歳出外現金領収証書」と複写により「保管金提出書兼受入書」を作成すること。この場合において買受代金に充てる旨の申出がされている公売保証金があるときは、その金額を「摘要」欄（「充当申出」欄）に記載すること（管理運営事務提要（事務手続編）第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款第 3 の 1 の(3)のハのなお書）。</p> <p>なお、期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行う場合には、「公売保証金の充当申出書」の提出により、充当申出があったものとする。</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 上記の「保管金提出書兼受入書」は、徴収令第 42 条の 3 に規定する買受代金を納付する際に買受人が提出すべき「書面」を兼ねるものであることに留意する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(注) 上記の場合において、領収手続を行う前に月末が到来し、「預金現在高証明書」と「現金出納簿」及び「保管金一人別内訳カード」とが相違することになった場合には、「売却代金が売却決定前に振り込まれたため、領収できない。」旨及び金額を「現金現在高証明書」の余白及び「預金出納簿」の「備</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>考」欄に記載する（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の3の(5)参照）。</p> <p>ニ（省略）</p> <p style="text-align: center;">第7節 期日入札の方法による公売手続</p> <p>（入札書の提出）</p> <p>61（省略）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>（注）1 「入札書」には、入札者の押印を要しないことに留意する。</p> <p>2（省略）</p> <p>(2)・(3)（省略）</p> <p>(4) 公売財産を共有する目的で複数の入札者が一つの公売財産について共同で入札する場合（以下「共同入札」という。）は、その旨を「入札書」（様式 308020-042）に明記し、連署させた上、各人の持分を付記させるものとする。この場合において、共同入札をする入札者（以下「共同入札者」という。）が、その中から代表者（以下「共同入札代表者」という。）を指名して、実際に入札手続をさせるときは、「共同入札代表者の届出書」（様式 308020-043）等の共同入札者が入札手続等を行う者として共同入札代表者を定めた旨の書面を入札に先立って提出させること。</p> <p>なお、共同入札者に対する公売保証金又は買受代金の「領収証書」の<u>宛名</u>については、共同入札者に支障がないときに限り、共同入札代表者として差し支えない。</p> <p>(5)～(8)（省略）</p> <p>（陳述書の提出）</p> <p><u>61-2 不動産を公売する場合は、入札者に対し、入札までに「陳述書」（様式 308020-045-1～5）を売却区分ごとに提出させる（徴収法第99条の2、徴収規則第1条の2）。</u></p> <p><u>なお、売却区分ごとに「陳述書」を提出すべきことについては、これをあらかじめ注意書き等により入札者に周知しておくこと。</u></p>	<p>考」欄に記載する（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の3の(5)参照）。</p> <p>ニ（同左）</p> <p style="text-align: center;">第7節 期日入札の方法による公売手続</p> <p>（入札書の提出）</p> <p>61（同左）</p> <p>(1)（同左）</p> <p>（注）1 「入札書」には、<u>強いて</u>入札者の押印を要しないことに留意する。</p> <p>2（同左）</p> <p>(2)・(3)（同左）</p> <p>(4) 公売財産を共有する目的で複数の入札者が一つの公売財産について共同で入札する場合（以下「共同入札」という。）は、その旨を「入札書」（様式 308020-042）に明記し、連署させた上、各人の持分を付記させるものとする。この場合において、共同入札をする入札者（以下「共同入札者」という。）が、その中から代表者（以下「共同入札代表者」という。）を指名して、実際に入札手続をさせるときは、「共同入札代表者の届出書」（様式 308020-043）等の共同入札者が入札手続等を行う者として共同入札代表者を定めた旨の書面を入札に先立って提出させること。</p> <p>なお、共同入札者に対する公売保証金又は買受代金の「領収証書」の<u>あて名</u>については、共同入札者に支障がないときに限り、共同入札代表者として差し支えない。</p> <p>(5)～(8)（同左）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(注) <u>最高価申込者等の決定までに陳述書の記載内容の不備が補正されなかった場合や陳述書の提出がなかった場合は、原則として、入札は無効なものとすることに留意する。</u></p> <p>(1) 「<u>陳述書</u>」には<u>おおむね次の事項を記載させること</u>（徴収規則第1条の2第1項、<u>徴基通第99条の2関係2</u>）。</p> <p>イ <u>入札者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>ロ <u>入札者が個人である場合は、生年月日及び性別</u></p> <p>ハ <u>入札者が法人である場合は、その役員の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別</u></p> <p>ニ <u>自己の計算において入札をさせようとする者がある場合において、その者が個人</u>のときは、その氏名、住所又は居所、生年月日及び性別</p> <p>ホ <u>自己の計算において入札をさせようとする者がある場合において、その者が法人</u>のときは、その名称及び所在地並びにその役員の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別</p> <p>(注)1 <u>上記の「役員」とは、法人の業務の執行又はその監査等に係る権限を有する者等をいい、「役員」が法人の場合は、当該法人の役員及び職務執行者がこれに該当する</u>（<u>徴基通第99条の2関係3</u>）。</p> <p><u>具体的には次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>株式会社</u> <u>取締役、監査役、会計参与及び執行役</u></p> <p>(2) <u>持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）</u> <u>社員</u></p> <p>(3) <u>特例有限会社</u> <u>取締役、監査役</u></p> <p>(4) <u>特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人</u> <u>理事、監事</u></p> <p>(5) <u>その他の法人</u> <u>上記役員に準じる者</u></p> <p>2 <u>「自己の計算において入札をさせようとする者」とは、公売不動産を取得することによる経済的利益が実質的に帰属する者のことをいう</u>（<u>徴基通第99の2関係4</u>）。</p> <p><u>例えば、当初から公売不動産を取得する目的で第三者に公売不動産を取得するための資金を提供し、当該第三者がその資金を提供した者のために</u></p>	

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p><u>入札をした場合におけるその資金を提供した者は、自己の計算において当該公売不動産の入札をさせようとする者に該当する。</u></p> <p><u>ハ 入札者（その者が法人である場合には、その役員）及び自己の計算において入札をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当しないこと</u></p> <p><u>ト 入札をしようとする財産の売却区分番号</u></p> <p><u>(2) 入札者又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人の場合は、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出させる。</u></p> <p><u>(3) 入札者又は自己の計算において入札をさせようとする者が指定許認可等を受けて事業を行っている場合は、当該指定許認可等を受けていることを証する書面の写しを提出させる（34 の(9)のヌの(ロ)、徴収規則第1条の2第2項、令和2年国税庁告示第19号）。</u></p> <p><u>指定許認可等を受けていることを証する書面とは、具体的には次のとおりである。</u></p> <p><u>イ 宅地建物取引業法第3条第1項《免許》の免許 都道府県又は国土交通省（各整備局）が発行する当該免許に係る免許証等</u></p> <p><u>ロ 債権管理回収業に関する特別措置法第3条《営業の許可》の許可法務省が発行する当該許可に係る許可証等</u></p> <p><u>(4) 提出を受けた「陳述書」は、最高価申込者等の決定までに記載事項や添付書類の不足など、不備がないことを確認する。</u></p> <p>(最高価申込者の決定)</p> <p>63 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合は、これらの資格等を有すること（34 の(7)、141、149、徴収法第95条第1項第7号参照）。</p>	<p>(最高価申込者の決定)</p> <p>63 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合は、これらの資格等を有すること（34 の(1)、141、149、徴収法第95条第1項第7号参照）。</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(次順位買受申込者の決定)</p> <p>65 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 次順位買受申込者の決定</p> <p>イ (省略)</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>(ニ) 徴収法第 95 条第 1 項第 7 号《<u>公売公告</u>》の一定の資格その他の要件を必要とする場合は、これらの資格等を有すること。</p> <p>ロ～ニ (省略)</p> <p><u>(暴力団員等に該当するか否かについての調査の嘱託)</u></p> <p><u>67-2 暴力団員等に該当するか否かについての調査の嘱託は次による。</u></p> <p><u>(1) 調査の嘱託をしなければならない者 (徴基通第 106 条の 2 関係 2)</u></p> <p><u>イ 公売不動産の最高価申込者等 (その者が法人である場合には、その役員)</u></p> <p><u>ロ 自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札をさせた者があると認められる場合は、当該公売不動産の入札をさせた者 (その者が法人である場合には、その役員)</u></p> <p><u>(2) 調査の嘱託を要しない者</u></p> <p><u>公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札をさせた者が指定許認可等を受けて事業を行っている者である場合において、これらの者から 61-2 (陳述書の提出) の(3)に掲げる書面の写しの提出があるときは、調査の嘱託を要しない (徴収法第 106 条の 2 第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、徴収規則第 1 条の 4、令和 2 年国税庁告示第 19 号、徴基通第 106 条の 2 関係 3、4)。</u></p> <p><u>(注) 上記の者が、指定許認可等を受けて事業を行っている者であっても、61-2 の(3)に掲げる書面の写しの提出がない場合は、調査の嘱託を行う必要があるこ</u></p>	<p>(3)・(4) (同左)</p> <p>(次順位買受申込者の決定)</p> <p>65 (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 次順位買受申込者の決定</p> <p>イ (同左)</p> <p>(イ)～(ハ) (同左)</p> <p>(ニ) 徴収法第 95 条第 1 項第 7 号《<u>公売公告の記載事項</u>》の一定の資格その他の要件を必要とする場合は、これらの資格等を有すること。</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p><u>とに留意する。</u></p> <p>(3) <u>調査の嘱託の手続</u></p> <p><u>公売不動産の最高価申込者等の決定後、「嘱託書」(様式 308020-077-1)、「嘱託書別紙(調査対象者一覧表)」(様式 308020-077-2)を売却区分ごとに作成する。また、「調査対象者一覧表(全件)」(様式 308020-077-3)を作成の上、原則として、情報記録媒体(CD-R又はDVD-R)に格納し、当該情報記録媒体、紙媒体の上記「嘱託書」及び「嘱託書別紙(調査対象者一覧表)」により、調査対象者が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を公売を実施した税務署等の所在地を管轄する警察当局に嘱託する(徴収法第106条の2)。</u></p> <p><u>なお、情報記録媒体については、平成20年国税庁訓令6号「国税庁における情報システムに係る情報セキュリティの確保のための実施規則」及び平成20.6.23官参4-11「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」(事務運営指針)に基づき適切に管理する。</u></p> <p><u>(注)1 嘱託書に記載する回答期限は、原則として、最高価申込者等の決定の日の翌日(休日等に当たる場合は、これらの日の翌日)から起算して14日を経過した日を設定するものとする。</u></p> <p><u>なお、回答期限までに回答がなく、売却決定期日までに調査の結果が明らかとならない場合の処理については、39の(3)(公売公告の内容に変更等があった場合の処理)によること。</u></p> <p><u>2 警察当局への調査の嘱託及び回答書の受領に当たっては、原則として、使送により行うものとする。ただし、税務署において公売した場合において、嘱託先である警察当局が遠方である等の理由により使送が困難なときは、郵送によることとして差し支えない。この場合、簡易書留郵便によることとし、返信用封筒も簡易書留郵便とする。</u></p> <p><u>なお、調査の嘱託に当たっては、事前に嘱託先となる警察当局に対し、調査の嘱託日、方法(使送、郵送)、回答期限(郵送の場合は送達に要する日数を勘案した期限)などを連絡し、必要に応じて協議等を行う。</u></p> <p>(4) <u>暴力団員等の判定の時期</u></p>	

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p><u>暴力団員等に該当するか否かの判定は、上記(1)の「調査の囑託をしなければならない者」につき「公売不動産の入札等がされた時」又は「徴収法第 113 条第 1 項《不動産等の売却決定》に規定する売却決定期日」の現況による（徴基通第 108 条関係 27）。</u></p> <p><u>(5) 罰則の適用</u></p> <p><u>上記(3)の調査の囑託を行った者のうちに暴力団員等であることが判明した場合にあっては、警察当局と連携を図りつつ、徴収法第 189 条《虚偽の陳述の罪》の適用を検討すること。この場合においては、国税局長の指示を受けて告発の手続をすること。</u></p> <p>(最高価申込者等の決定の取消し)</p> <p>68 不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基礎となった国税（特定参加差押不動産を換価する場合にあっては、特定参加差押え（特定参加差押えが 2 以上あるときは、そのうち最も先にされた特定参加差押えに限る。）に係る国税又は特定差押えに係る国税、地方税若しくは公課）の完納等による消滅の事実を確認したときは、徴収法第 117 条《<u>国税等の完納による売却決定の取消し</u>》の規定に準じ、最高価申込者等の決定の取消しを行うこと（徴基通第 104 条関係 6、第 117 条関係 3 参照）。この場合においては、最高価申込者、滞納者及び利害関係人に対し、その最高価申込者の決定を取り消した旨を「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」（様式 308020-064～066）により通知し、また、併せて次順位買受申込者の決定を取り消したときは、これに準じて「不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書」（様式 308020-071～073）により通知することに留意する。</p> <p><u>なお、徴収法第 108 条第 2 項又は第 5 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により、最高価申込者等の取消しを行うときも同様に取り扱う（96 の(5)のロ、徴基通第 108 条関係 18、28）。</u></p> <p>(注) (省略)</p> <p>(売却決定)</p>	<p>(最高価申込者等の決定の取消し)</p> <p>68 不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基礎となった国税（特定参加差押不動産を換価する場合にあっては、特定参加差押え（特定参加差押えが 2 以上あるときは、そのうち最も先にされた特定参加差押えに限る。）に係る国税又は特定差押えに係る国税、地方税若しくは公課）の完納等による消滅の事実を確認したときは、徴収法第 117 条《<u>国税の完納による売却決定の取消し</u>》の規定に準じ、最高価申込者等の決定の取消しを行うこと（徴基通第 104 条関係 6、第 117 条関係 3 参照）。この場合においては、最高価申込者、滞納者及び利害関係人に対し、その最高価申込者の決定を取り消した旨を「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」（様式 308020-064～066）により通知し、また、併せて次順位買受申込者の決定を取り消したときは、これに準じて「不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書」（様式 308020-071～073）により通知することに留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(売却決定)</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>69 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次順位買受申込者に対する売却決定</p> <p>イ (省略)</p> <p>(イ) 徴収法第 108 条第 2 項又は第 5 項《<u>公売実施の適正化のための措置</u>》の規定により最高価申込者の決定の取消しをしたとき 当該最高価申込者の決定の基因となった公売公告に記載されている売却決定期日</p> <p>(ロ)・(ハ) (省略)</p> <p>(ニ) 徴収法第 115 条第 4 項《<u>買受代金の納付の期限等</u>》の規定により最高価申込者である買受人に係る売却決定の取消しをしたとき 当該取消しをした日</p> <p>(注) (省略)</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 期間入札の方法による公売手続</p> <p>(期間入札の方法による公売)</p> <p>70 期間入札の方法により公売する場合の手続等については、本節に定める事項を除き、期日入札の方法により公売する場合と同様である(徴収法第 99 条の 2、第 101 条第 1 項、第 104 条、<u>第 106 条の 2、第 108 条第 5 項、第 111 条、第 113 条、第 189 条、徴基通第 94 条関係 6</u>)。</p> <p>(入札書の提出方法)</p> <p>72 期間入札の場合の入札書の提出は、入札者各自が公売公告番号、売却区分番号及び開札日時を記載した「入札書提出用封筒(期間入札の方法による公売用)」(様式 308020-046)に「入札書」を入れて封をし、換価事務担当者に直接手交する方法、郵便若しくは信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項《定義》に規定する信書便をいう。以下同じ。)により送達する方法により行う(徴基通第 101 条関係 2)。</p>	<p>69 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 次順位買受申込者に対する売却決定</p> <p>イ (同左)</p> <p>(イ) 徴収法第 108 条第 2 項《<u>最高価申込者等の決定の取消し</u>》の規定により最高価申込者の決定の取消しをしたとき 当該最高価申込者の決定の基因となった公売公告に記載されている売却決定期日</p> <p>(ロ)・(ハ) (同左)</p> <p>(ニ) 徴収法第 115 条第 4 項《<u>売却決定の取消し</u>》の規定により最高価申込者である買受人に係る売却決定の取消しをしたとき 当該取消しをした日</p> <p>(注) (同左)</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 期間入札の方法による公売手続</p> <p>(期間入札の方法による公売)</p> <p>70 期間入札の方法により公売する場合の手続等については、本節に定める事項を除き、期日入札の方法により公売する場合と同様である(徴収法第 101 条第 1 項、第 104 条、第 111 条、第 113 条、徴基通第 94 条関係 6)。</p> <p>(入札書の提出方法)</p> <p>72 期間入札の場合の入札書の提出は、入札者各自が公売公告番号、売却区分番号及び開札日時を記載した「入札書提出用封筒(期間入札の方法による公売用)」(様式 308020-046)に「入札書」を入れて封をし、換価事務担当者に直接手交する方法、郵便若しくは信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項《定義》に規定する信書便をいう。以下同じ。)により送達する方法により行う(徴基通第 101 条関係 2)。</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>なお、「入札書」を郵便若しくは信書便により提出する場合は、入札者各自が「入札書提出用封筒（期間入札の方法による公売用）」、<u>陳述書</u>、<u>公売保証金振込通知書</u>、<u>公売保証金の充当申出書</u>、<u>法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）</u>、<u>委任状</u>、<u>指定許認可等を受けていることを証する書面の写し</u>、<u>買受適格証明書等</u>を「送付用封筒（期間入札の方法による公売用）」（様式 308020-046）に入れて封をして行うことに留意する。</p>	<p>なお、「入札書」を郵便若しくは信書便により提出する場合は、入札者各自が「入札書提出用封筒（期間入札の方法による公売用）」、<u>公売保証金振込通知書</u>、<u>公売保証金の充当申出書</u>、<u>資格証明</u>、<u>委任状</u>、<u>買受適格証明書等</u>を「送付用封筒（期間入札の方法による公売用）」（様式 308020-046）に入れて封をして行うことに留意する。</p>
<p style="text-align: center;">第 9 節 競り売りの方法による公売手続</p>	<p style="text-align: center;">第 9 節 競り売りの方法による公売手続</p>
<p>（最高価申込者の決定の取消し）</p> <p>81 最高価申込者の決定の取消しについては、68（最高価申込者等の決定の取消し）に準じて行う（<u>徴収法第 108 条第 2 項</u>、<u>第 5 項</u>、<u>徴基通第 104 条関係 6</u>、<u>第 108 条関係 18、28</u>）。</p>	<p>（最高価申込者の決定の取消し）</p> <p>81 最高価申込者の決定の取消しについては、68（最高価申込者等の決定の取消し）に準じて行う（<u>徴基通第 104 条関係 6</u>）。</p>
<p style="text-align: center;">第 11 節 再公売の手続</p>	<p style="text-align: center;">第 11 節 再公売の手続</p>
<p>（再公売に付する場合）</p> <p>86 （省略）</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 次順位買受申込者が定められていない場合において、<u>徴収法第 108 条第 2 項又は第 5 項《公売実施の適正化のための措置》</u>の規定により、入札等がなかったものとし、又は最高価申込者とする決定を取り消し若しくは最高価申込者とする決定の取消しにより売却決定を取り消したとき。</p> <p>(4) 次順位買受申込者が定められていない場合において、<u>徴収法第 115 条第 4 項《買受代金の納付の期限等》</u>の規定により売却決定を取り消したとき。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>(5) 次順位買受申込者に対して売却決定をした場合において、<u>徴収法第 115 条第 4 項《買受代金の納付の期限等》</u>の規定により、売却決定を取り消したとき。</p>	<p>（再公売に付する場合）</p> <p>86 （同左）</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) 次順位買受申込者が定められていない場合において、<u>徴収法第 108 条第 2 項《公売実施の適正化のための措置》</u>の規定により、入札等がなかったものとし、又は最高価申込者とする決定を取り消し若しくは最高価申込者とする決定の取消しにより売却決定を取り消したとき。</p> <p>(4) 次順位買受申込者が定められていない場合において、<u>徴収法第 115 条第 4 項《売却決定の取消し》</u>の規定により売却決定を取り消したとき。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>(5) 次順位買受申込者に対して売却決定をした場合において、<u>徴収法第 115 条第 4 項《売却決定の取消し》</u>の規定により、売却決定を取り消したとき。</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 随意契約による売却及び国による買入れ 第1節 随意契約による売却</p> <p>(随意契約による売却ができる場合)</p> <p>88 (省略)</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 徴収法第115条第4項《<u>買受代金の納付の期限等</u>》の規定により売却決定を取り消したとき。</p> <p>(随意契約による売却手続)</p> <p>90 (省略)</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>10 <u>買受人となるべき者の決定の取消し</u> <u>随意契約により売却する財産が不動産である場合において、買受人となるべき者として決定した者(その者が法人の場合は、その役員。以下91において同じ。)</u> <u>又は自己の計算において買受人となるべき者に買受けの申込みをさせた者(その者が法人の場合は、その役員。以下91において同じ。)</u> <u>が暴力団員等であるときは、買受人となるべき者の決定の取消しを行う。この場合、68(最高価申込者等の決定の取消し)に準じて、「随意契約の買受申込者の決定取消通知書」を発する。</u> (注) <u>上記の場合の「随意契約の買受申込者の決定取消通知書」は、「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」を適宜補正して使用すること。</u></p> <p>11 (省略)</p> <p>12 (省略)</p> <p>13 (省略)</p> <p>14 その他の手続 (1)から13までのほか、公売する場合の手続に準じて処理すること。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 随意契約による売却及び国による買入れ 第1節 随意契約による売却</p> <p>(随意契約による売却ができる場合)</p> <p>88 (同左)</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 徴収法第115条第4項《<u>売却決定の取消し</u>》の規定により売却決定を取り消したとき。</p> <p>(随意契約による売却手続)</p> <p>90 (同左)</p> <p>(1)～(9) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>10 (同左)</p> <p>11 (同左)</p> <p>12 (同左)</p> <p>13 その他の手続 (1)から12までのほか、公売場合の手続に準じて処理すること。</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(広告によって行う随意契約による売却手続)</p> <p>91 (省略)</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p><u>(12) 買受人となるべき者の決定の取消し</u> <u>広告随契による売却をする財産が不動産である場合において、買受人となるべき者として決定した者又は自己の計算において買受人となるべき者に買受けの申込みをさせた者が暴力団員等であるときは、買受人となるべき者の決定の取消しを行う。</u> <u>この場合、68(最高価申込者等の決定の取消し)に準じて、「広告によって行う随意契約の買受申込者の決定取消通知書」を発する。</u> <u>(注) 上記の場合の「広告によって行う随意契約の買受申込者の決定取消通知書」は、「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」を適宜補正して使用すること。</u></p> <p><u>(13) 売却決定</u> 広告随契による売却決定は、69(売却決定)に定めるところに準ずるとともに、「売却決定通知書」の交付は、57(売却決定通知書の交付)に定めるところに準じて行うこと。 なお、<u>上記(12)により買受人となるべき者の決定を取り消した場合又は徴収法第115条第4項《買受代金の納付の期限等》の規定により売却決定を取り消した場合において、当該売却実施期間中に当該財産を広告随契により売却するときは、あらかじめ(2)以下の手続を行うこと。</u></p> <p><u>(14) (省略)</u></p> <p><u>(15) その他の手続</u> (1)から<u>(14)</u>までのほか、90(8)を除き随意契約による売却の場合の手続に準じて処理すること。</p> <p style="text-align: center;">第5章 買受人及び公売参加者の制限</p> <p>(参加制限に伴う処理)</p> <p>96 (省略)</p>	<p>(広告によって行う随意契約による売却手続)</p> <p>91 (同左)</p> <p>(1)～(11) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(12) 売却決定</u> 広告随契による売却決定は、69(売却決定)に定めるところに準ずるとともに、「売却決定通知書」の交付は、57(売却決定通知書の交付)に定めるところに準じて行うこと。 なお、徴収法第115条第4項の規定により売却決定を取り消した場合において、当該売却実施期間中に当該財産を広告随契により売却するときは、あらかじめ(2)以下の手続を行うこと。</p> <p><u>(13) (同左)</u></p> <p><u>(14) その他の手続</u> (1)から<u>(13)</u>までのほか、90(8)を除き随意契約による売却の場合の手続に準じて処理すること。</p> <p style="text-align: center;">第5章 買受人及び公売参加者の制限</p> <p>(参加制限に伴う処理)</p> <p>96 (同左)</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 刑罰法規の適用 (省略)</p> <p>イ 95 (公売への参加制限) の(2)に該当する者については、刑法第 96 条の <u>6</u> 第 2 項《<u>公契約関係競売等妨害</u>》の規定 (注) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 95 (公売への参加制限) の(1)から(6)までに該当する者については、それぞれその行為の内容に応じ、刑法第 95 条《公務執行妨害及び職務強要》、第 96 条《封印等破棄》、第 258 条《公用文書等毀棄》、第 261 条《器物損壊等》、徴収法第 187 条《滞納処分免脱罪》、<u>第 190 条</u>《<u>両罰規定等</u>》等の規定 (注) (省略)</p>	<p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 刑罰法規の適用 (同左)</p> <p>イ 95 (公売への参加制限) の(2)に該当する者については、刑法第 96 条の <u>3</u> 第 2 項《<u>不正談合</u>》の規定 (注) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 95 (公売への参加制限) の(1)から(6)までに該当する者については、それぞれその行為の内容に応じ、刑法第 95 条《公務執行妨害及び職務強要》、第 96 条《封印等破棄》、第 258 条《公用文書等毀棄》、第 261 条《器物損壊等》、徴収法第 187 条《滞納処分免脱罪》、<u>第 189 条</u>《<u>両罰規定等</u>》等の規定 (注) (同左)</p>
<p>第 6 章 換価の効果及び換価財産の権利移転の手続</p>	<p>第 6 章 換価の効果及び換価財産の権利移転の手続</p>
<p>(権利移転及び危険負担の移転の時期)</p> <p>98 (省略)</p> <p>(1) 権利移転の時期 (省略)</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 育成者権若しくは回路配置利用権及びこれらについての専用利用権又は通常利用権の移転については品種登録簿又は回路配置原簿への登録(種苗法第 32 条第 1 項、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 21 条第 1 項)</p> <p>ホ・ヘ (省略)</p> <p>ト 定置漁業権及び区画漁業権の移転については、都道府県知事の許可(漁業法第 <u>79 条</u>第 1 項)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(権利移転及び危険負担の移転の時期)</p> <p>98 (同左)</p> <p>(1) 権利移転の時期 (同左)</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 育成者権若しくは回路配置利用権及びこれらについての専用利用権又は通常利用権の移転については品種登録簿又は回路配置原簿への登録(種苗法第 32 条第 1 項、<u>第 5 項</u>、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 21 条第 1 項)</p> <p>ホ・ヘ (同左)</p> <p>ト 定置漁業権及び区画漁業権の移転については、都道府県知事の許可(漁業法第 <u>26 条</u>第 1 項)</p> <p>(2) (同左)</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(動産の権利移転手続)</p> <p>99 (省略)</p> <p>(1) 動産を搬出している場合 (省略)</p> <p>イ 買受人に直接引渡しをする方法 換価した動産については、原則として、買受人に対し直接の引渡しをする。この場合には、買受人から所要事項を記載した「公売財産引渡確認書」(様式 308020-097)を徴するものとする。ただし、期日競り売りの方法により換価した場合には、「公売財産引渡確認書」を徴する方法に代えて「競落整理票」(甲片)の「買受人」欄に署名をさせる方法によることとして差し支えない。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 換価代金等の処理 第 3 節 配当及び充当の手続</p> <p>(債権現在額申立書の徴取)</p> <p>125 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 債権現在額申立書に記載する債権の範囲等 (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(注) 徴収法第 115 条第 2 項《買受代金の納付の期限等》又は徴収法 131 条《配当計算書》の規定により、上記イにおける買受代金を受領した日若しくはロにおける買受代金の交付期日が公売公告及び公売通知に記載した日と異なることとなったときは、それぞれ当該日現在での債権額を適宜確認の上、配当を行うことに留意する。</p>	<p>(動産の権利移転手続)</p> <p>99 (同左)</p> <p>(1) 動産を搬出している場合 (同左)</p> <p>イ 買受人に直接引渡しをする方法 換価した動産については、原則として、買受人に対し直接の引渡しをする。この場合には、買受人から所要事項を記載した「公売財産引渡確認書」(様式 308020-097)を徴するものとする。ただし、期日競り売りの方法により換価した場合には、「公売財産引渡確認書」を徴する方法に代えて「競落整理票」(甲片)の「買受人」欄に署名押印をさせる方法によることとして差し支えない。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 換価代金等の処理 第 3 節 配当及び充当の手続</p> <p>(債権現在額申立書の徴取)</p> <p>125 (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 債権現在額申立書に記載する債権の範囲等 (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(注) 徴収法第 115 条第 2 項《買受代金の納付の期限の<u>延長</u>》又は徴収法 131 条《配当計算書》の規定により、上記イにおける買受代金を受領した日若しくはロにおける買受代金の交付期日が公売公告及び公売通知に記載した日と異なることとなったときは、それぞれ当該日現在での債権額を適宜確認の上、配当を行うことに留意する。</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(質権等の存否等の確認)</p> <p>126 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 損害賠償請求権等に係る債権等</p> <p>徴収法第 59 条第 1 項後段、第 3 項又は第 4 項《<u>引渡命令を受けた第三者等の権利の保護</u>》(これらの規定を同法第 71 条第 4 項《自動車等についての準用規定》において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は前払借賃に係る債権の存否の確認は、税務署長に提出された賃貸借契約を解除した旨の通知、配当を請求した前払借賃についての証拠書類及び「債権現在額申立書」を調査して確認すること。</p> <p>(配当すべき私債権の範囲)</p> <p>129 (省略)</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 損害賠償等の範囲</p> <p>徴収法第 59 条第 1 項後段、第 3 項若しくは第 4 項《<u>引渡命令を受けた第三者等の権利の保護</u>》又はこれらの規定を準用する徴収法第 71 条第 4 項の規定の適用を受ける損害賠償金又は前払借賃についての範囲は、次によること。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>(配当計算書の作成等)</p> <p>130 換価代金等を配当しようとするときは、「配当計算書」(様式 308030-001～004)を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から 3 日以内に、次に掲げる者に交付するため、「配当計算書謄本」を発送すること(徴収法第 131 条、徴収令第 49 条)。この場合の「配当計算書謄本」には、必ず換価代金等の交付期日を付記して告知すること(徴収法第 132 条第 1 項)。</p>	<p>(質権等の存否等の確認)</p> <p>126 (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 損害賠償請求権等に係る債権等</p> <p>徴収法第 59 条第 1 項後段、第 3 項又は第 4 項《<u>第三者の損害賠償請求権等への配当</u>》(これらの規定を同法第 71 条第 4 項《自動車等についての準用規定》において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は前払借賃に係る債権の存否の確認は、税務署長に提出された賃貸借契約を解除した旨の通知、配当を請求した前払借賃についての証拠書類及び「債権現在額申立書」を調査して確認すること。</p> <p>(配当すべき私債権の範囲)</p> <p>129 (同左)</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) 損害賠償等の範囲</p> <p>徴収法第 59 条第 1 項後段、第 3 項若しくは第 4 項《<u>第三者の損害賠償請求権等への配当</u>》又はこれらの規定を準用する徴収法第 71 条第 4 項の規定の適用を受ける損害賠償金又は前払借賃についての範囲は、次によること。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>(配当計算書の作成等)</p> <p>130 換価代金等を配当しようとするときは、「配当計算書」(様式 308030-001～004)を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から 3 日以内に、次に掲げる者に交付するため、「配当計算書謄本」を発送すること(徴収法第 131 条、徴収令第 49 条)。この場合の「配当計算書謄本」には、必ず換価代金等の交付期日を付記して告知すること(徴収法第 132 条第 1 項)。</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、換価代金等の配当を受ける権利を有する者が多い場合等で必要があるときは、「配当計算書附属書類」(様式 308030-005)を作成すること。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(換価代金等の交付)</p> <p>132 換価代金等は、その交付期日において、「配当計算書」に従って交付する(徴収法第 133 条第 1 項)。この場合においては、配当を受けるべき者から「配当計算書」の謄本を提出させてその交付を請求させること。</p> <p>なお、その他の交付手続については、管理運営事務提要(事務手続編)第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款第 2 の 2 の(2)《<u>払渡手続</u>》の定めるところによる。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(配当計算書に関する異議の申出があった場合の交付)</p> <p>133 (省略)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 異議に係る記録等</p> <p>換価代金等の交付期日までに「配当計算書」に関する異議の申出があった場合には、適宜の様式により、その異議の内容及び処理てん末を記録しておくこと。</p> <p>なお、異議に係る徴収法第 133 条第 2 項第 1 号《<u>換価代金等の交付</u>》の規定による行政機関等からの通知又は同項第 2 号若しくは第 3 号の規定によるその異議に関係を有する者及び滞納者の合意等については、その旨を記載した書面の提出を求めるか、又はその旨を記載した記録に署名を求めるものとする。この場合においては、必要に応じ本人確認書類又は委任状等の提出を求め、その者が異議に関して合意等をする権限を有する者であるかどうかを確認すること。</p> <p>(6) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 供託の手続</p>	<p>なお、換価代金等の配当を受ける権利を有する者が多い場合等で必要があるときは、「配当計算書附属書類」(308030-005)を作成すること。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(換価代金等の交付)</p> <p>132 換価代金等は、その交付期日において、「配当計算書」に従って交付する(徴収法第 133 条第 1 項)。この場合においては、配当を受けるべき者から「配当計算書」の謄本を提出させてその交付を請求させること。</p> <p>なお、その他の交付手続については、管理運営事務提要(事務手続編)第 4 編第 5 章第 5 節第 2 款第 3 の 2 の(2)《<u>払渡手続</u>》の定めるところによる。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(配当計算書に関する異議の申出があった場合の交付)</p> <p>133 (同左)</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 異議に係る記録等</p> <p>換価代金等の交付期日までに「配当計算書」に関する異議の申出があった場合には、適宜の様式により、その異議の内容及び処理てん末を記録しておくこと。</p> <p>なお、異議に係る徴収法第 133 条第 2 項第 1 号《<u>国税、地方税又は公課の配当金額に対する異議の処理</u>》の規定による行政機関等からの通知又は同項第 2 号若しくは第 3 号の規定によるその異議に関係を有する者及び滞納者の合意等については、その旨を記載した書面の提出を求めるか、又はその旨を記載した記録に署名押印を求めるものとする。この場合においては、必要に応じ印鑑証明又は委任状等の提出を求め、その者が異議に関して合意等をする権限を有する者であるかどうかを確認すること。</p> <p>(6) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 供託の手続</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(供託)</p> <p>138 換価代金等の供託については、次による（供託通達1、2、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>5</u>の1、2参照）。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(供託金の取戻し)</p> <p>140 供託金の取戻しについては、次による（供託通達4、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>5</u>の4参照）。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 供託金の取戻しの手続</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 徴収職員は、供託官が払渡しの請求を認可する旨の記載をした「供託金払渡請求書」の受領欄に記名押印をした上、これを供託官に提出し、引換えに日本銀行宛の記名式持参人払いの線引小切手を受領すること（供託規則第28条第1項、保管金払込事務等取扱規程第8条第1項、第3項）。</p> <p>なお、この小切手を日本銀行に提出し、現金を受領した場合には、「保管金提出書兼受入書」を作成し、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の1《領収に伴う取扱い》により処理すること。</p> <p>(注) （省略）</p>	<p>(供託)</p> <p>138 換価代金等の供託については、次による（供託通達1、2、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>6</u>の1、2参照）。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(供託金の取戻し)</p> <p>140 供託金の取戻しについては、次による（供託通達4、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>6</u>の4参照）。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 供託金の取戻しの手続</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 徴収職員は、供託官が払渡しの請求を認可する旨の記載をした「供託金払渡請求書」の受領欄に記名押印をした上、これを供託官に提出し、引換えに日本銀行あての記名式持参人払いの線引小切手を受領すること（供託規則第28条第1項、保管金払込事務等取扱規程第8条第1項、第3項）。</p> <p>なお、この小切手を日本銀行に提出し、現金を受領した場合には、「保管金提出書兼受入書」を作成し、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の1《領収に伴う取扱い》により処理すること。</p> <p>(注) （同左）</p>
<p>第8章 特殊財産についての換価</p>	<p>第8章 特殊財産についての換価</p>
<p>(譲渡制限のある財産の換価)</p> <p>149 （省略）</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 特定の者の承認等を要する無体財産権等の場合 (省略)</p>	<p>(譲渡制限のある財産の換価)</p> <p>149 （同左）</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 特定の者の承認等を要する無体財産権等の場合 (同左)</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>イ (省略)</p> <p>ロ 入漁権については、漁業権者の同意 (漁業法第 <u>98</u> 条第 3 項)</p> <p>ハ 定置漁業権及び区画漁業権については、都道府県知事の認可 (漁業法第 <u>79</u> 条第 1 項)</p> <p>ニ～ヲ (省略)</p> <p>ワ 協同組合等の組合員の持分については、組合等の承諾 (中小企業等協同組合法第 17 条、水産業協同組合法第 20 条、第 86 条第 1 項、第 92 条第 2 項、第 96 条第 2 項、第 100 条第 2 項、<u>第 105 条第 2 項</u>、農業協同組合法第 14 条、森林組合法第 30 条第 1 項、第 100 条第 1 項、第 109 条第 2 項、農住組合法第 17 条第 1 項)</p> <p>カ～ツ (省略)</p> <p>(電話加入権の換価)</p> <p>152 (省略)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(注) 電話加入権を差し押さえたままで納税の猶予 (通則法第 46 条) 又は換価の猶予 (徴収法第 151 条又は<u>第 151 条の 2</u>) をしているものについては、N T T から上記の加入契約の解除の予告通知があった場合においても、その納税の猶予等の取消しを行った後でなければ、その電話加入権を換価に付することができないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 売却決定の取消し</p> <p>(売却決定の取消しに伴う処理)</p> <p>156 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 管理運営担当部門への回付</p> <p>売却決定を取り消した場合において、換価代金を国税に充てているときは、その「売却決定取消通知書」の写し及び「充当取消決議書」(管理運営事務提要(事務手</p>	<p>イ (同左)</p> <p>ロ 入漁権については、漁業権者の同意 (漁業法第 <u>43</u> 条第 3 項)</p> <p>ハ 定置漁業権及び区画漁業権については、都道府県知事の認可 (漁業法第 <u>26</u> 条第 1 項)</p> <p>ニ～ヲ (同左)</p> <p>ワ 協同組合等の組合員の持分については、組合等の承諾 (中小企業等協同組合法第 17 条、水産業協同組合法第 20 条、第 86 条第 1 項、第 92 条第 2 項、第 96 条第 2 項、第 100 条第 2 項、<u>第 100 条の 6 第 2 項</u>、農業協同組合法第 14 条、森林組合法第 30 条第 1 項、第 100 条第 1 項、第 109 条第 2 項、農住組合法第 17 条第 1 項)</p> <p>カ～ツ (同左)</p> <p>(電話加入権の換価)</p> <p>152 (同左)</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(注) 電話加入権を差し押さえたままで納税の猶予 (通則法第 46 条) 又は換価の猶予 (徴収法第 151 条) をしているものについては、N T T から上記の加入契約の解除の予告通知があった場合においても、その納税の猶予等の取消しを行った後でなければ、その電話加入権を換価に付することができないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 売却決定の取消し</p> <p>(売却決定の取消しに伴う処理)</p> <p>156 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 管理運営担当部門への回付</p> <p>売却決定を取り消した場合において、換価代金を国税に充てているときは、その「売却決定取消通知書」の写し及び「充当取消決議書」(管理運営事務提要(事務手</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>続編)第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の4の(4)の(注)1)を管理運営担当部門に回付すること。</p> <p>(3) 換価代金等の買受人への返還</p> <p>イ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を歳入歳出外現金として保管しているときは、売却決定取消しの決議に基づき、売却決定取消金額に相当する現金を管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の2の(2)《払渡手続》の定めるところにより、買受人に返還すること。この場合において、換価財産が動産又は有価証券であるときは、徴収法第112条第1項《動産等の売却決定の取消》の規定により、その取消しをもって善意の買受人に対抗することができないから、その換価代金は、買受人に返還せず換価財産の所有者に交付することに留意する(管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の1、2)。</p> <p>ロ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を国税に充てているが、その充てた現金を国税収納官吏が日本銀行に払込みをしていないときは、歳入歳出外現金出納官吏にその現金が返還されるから、歳入歳出外現金出納官吏は管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の2の(2)《払渡手続》の定めるところにより、これを買受人等に返還すること(管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の3の(1))。</p> <p>ハ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を徴収法第133条第3項《換価代金等の交付》又は第134条《換価代金等の供託》の規定により供託しているときは、供託所から売却決定取消金額に相当する現金の引渡しを受けた上、管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の2の(2)《払渡手続》の定めるところにより、これを買受人等に返還すること(管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の3の(2))。</p> <p>ニ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を国税に充て、その充てた現金を、国税収納官吏が日本銀行に払込みをしているときは、歳入歳出外現金出納官吏による処理は要しないこと(管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の3の(3))。</p>	<p>続編)第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の4の(4)の(注)1)を管理運営担当部門に回付すること。</p> <p>(3) 換価代金等の買受人への返還</p> <p>イ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を歳入歳出外現金として保管しているときは、売却決定取消しの決議に基づき、売却決定取消金額に相当する現金を管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の2の(2)《払渡手続》の定めるところにより、買受人に返還すること。この場合において、換価財産が動産又は有価証券であるときは、徴収法第112条第1項《動産等の売却決定の取消》の規定により、その取消しをもって善意の買受人に対抗することができないから、その換価代金は、買受人に返還せず換価財産の所有者に交付することに留意する(管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>4</u>の1、2)。</p> <p>ロ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を国税に充てているが、その充てた現金を国税収納官吏が日本銀行に払込みをしていないときは、歳入歳出外現金出納官吏にその現金が返還されるから、歳入歳出外現金出納官吏は管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の2の(2)《払渡手続》の定めるところにより、これを買受人等に返還すること(管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>4</u>の3の(1))。</p> <p>ハ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を徴収法第133条第3項《換価代金等の交付》又は第134条《換価代金等の供託》の規定により供託しているときは、供託所から売却決定取消金額に相当する現金の引渡しを受けた上、管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の2の(2)《払渡手続》の定めるところにより、これを買受人等に返還すること(管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>4</u>の3の(2))。</p> <p>ニ 売却決定を取り消した場合において、換価代金を国税に充て、その充てた現金を、国税収納官吏が日本銀行に払込みをしているときは、歳入歳出外現金出納官吏による処理は要しないこと(管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>4</u>の3の(3))。</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(注) 上記の場合には、「充当取消決議書」により「科目等更正決議書」を作成し、これに基づき「一件別徴収カード」等に登記した充当済額を減額するとともに、買受人等を便宜債権者として、買受人等に国税資金又は歳出金から還付されることに留意する。</p> <p>なお、国税収納金整理資金から還付する場合であっても、還付加算金が加算されないで、遅延利息等の損害賠償金の支払を要する場合における当該損害賠償金については、別途、歳出金から支払われることに留意する（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の3の(3)の(注)）。</p> <p>(4) 配当した換価代金等の回収等</p> <p>換価代金を換価財産上の質権者、抵当権者等に配当しているとき及び換価代金の残余金を滞納者に交付しているときは、「売却決定取消通知書」により売却決定を取り消す旨を通知する際に併せてその返納を求めること。この場合において、その返納を受けたときは、歳入歳出外現金出納官吏は、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の4の(2)《返納に伴う処理》に準じ歳入歳出外現金として受け入れるとともに、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>2</u>の2の(2)《払渡手続》の定めるところにより買受人等に返還すること。</p> <p>なお、上記の換価代金を返納すべき者がその金額を返納しない場合には、歳出金からその金額相当額を買受人等に返還すること。この場合においては、支出官からその旨を歳入歳出外現金出納官吏に通知されるから、通知を受けた歳入歳出外現金出納官吏は、国の債権の管理等に関する法律第12条《発生等に関する通知》の規定により、上記の歳出金相当金額についての「売却決定取消決議書」及び「配当取消決議書」を「債権発生通知書」（財務省所管債権管理事務取扱細則別紙第4号書式）とみなして、歳入徴収官等に送付すること（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の3の(4)）。</p> <p>(注) （省略）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>(6) 配当した換価代金等の回収に伴う代位 （省略）</p>	<p>(注) 上記の場合には、「充当取消決議書」により「科目等更正決議書」を作成し、これに基づき「一件別徴収カード」等に登記した充当済額を減額するとともに、買受人等を便宜債権者として、買受人等に国税資金又は歳出金から還付されることに留意する。</p> <p>なお、国税収納金整理資金から還付する場合であっても、還付加算金が加算されないで、遅延利息等の損害賠償金の支払を要する場合における当該損害賠償金については、別途、歳出金から支払われることに留意する（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>4</u>の3の(3)の(注)）。</p> <p>(4) 配当した換価代金等の回収等</p> <p>換価代金を換価財産上の質権者、抵当権者等に配当しているとき及び換価代金の残余金を滞納者に交付しているときは、「売却決定取消通知書」により売却決定を取り消す旨を通知する際に併せてその返納を求めること。この場合において、その返納を受けたときは、歳入歳出外現金出納官吏は、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の4の(2)《返納に伴う処理》に準じ歳入歳出外現金として受け入れるとともに、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の2の(2)《払渡手続》の定めるところにより買受人等に返還すること。</p> <p>なお、上記の換価代金を返納すべき者がその金額を返納しない場合には、歳出金からその金額相当額を買受人等に返還すること。この場合においては、支出官からその旨を歳入歳出外現金出納官吏に通知されるから、通知を受けた歳入歳出外現金出納官吏は、国の債権の管理等に関する法律第12条《発生等に関する通知》の規定により、上記の歳出金相当金額についての「売却決定取消決議書」及び「配当取消決議書」を「債権発生通知書」（財務省所管債権管理事務取扱細則別紙第4号書式）とみなして、歳入徴収官等に送付すること（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第<u>4</u>の3の(4)）。</p> <p>(注) （同左）</p> <p>(5) （同左）</p> <p>(6) 配当した換価代金等の回収に伴う代位 （同左）</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 特別法により実行できる場合 (省略)</p> <p>(イ)～(リ) (省略)</p> <p>(ヌ) 漁業権 漁業法第<u>95</u>条第2項《<u>抵当権者の保護</u>》</p> <p>ニ・ホ (省略)</p> <p>ヘ 代位実行による受入金の処理 代位実行による受入金は歳入歳出外現金出納官吏が領収し、管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>3</u>の3の(4)の(注)の2の定めるところにより歳入に充てること。</p> <p style="text-align: center;">第11章 参加差押えをした税務署長による換価 第3節 換価執行決定手続</p> <p>(差押行政機関等との事前協議)</p> <p>167 (省略)</p> <p>(注) 差押行政機関等に対する他の行政機関等からの参加差押え等の状況については「参加差押え等の状況に関する照会書」<u>(様式 306020-045)</u> 及び「参加差押え等の状況に関する回答書」<u>(様式 306020-046)</u> を活用して確認する。</p> <p>(換価の催告及び換価執行決定予告通知書の送付)</p> <p>168 167(差押行政機関等との事前協議)により、換価執行決定が可能と見込まれる場合は、「参加差押財産換価催告書」<u>(様式 306020-050)</u> により、差押行政機関等に対し換価の催告を行うとともに、滞納者に対して「換価執行決定予告通知書」<u>(様式 306020-048)</u> により換価執行決定を予告する(徴収法第87条第3項、徴基通第87条関係14)。 なお、「換価執行決定予告通知書」の送付の目的、送付すべき者の範囲、送付の時期等及び出署者への対応については、第2章第2節《<u>公売予告通知書等の送付</u>》による。 (注) (省略)</p>	<p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 特別法により実行できる場合 (同左)</p> <p>(イ)～(リ) (同左)</p> <p>(ヌ) 漁業権 漁業法第<u>41</u>条第2項《<u>抵当権者の保護</u>》</p> <p>ニ・ホ (同左)</p> <p>ヘ 代位実行による受入金の処理 代位実行による受入金は歳入歳出外現金出納官吏が領収し、管理運営事務提要(事務手続編)第4編第5章第5節第2款第<u>4</u>の3の(4)の(注)の2の定めるところにより歳入に充てること。</p> <p style="text-align: center;">第11章 参加差押えをした税務署長による換価 第3節 換価執行決定手続</p> <p>(差押行政機関等との事前協議)</p> <p>167 (同左)</p> <p>(注) 差押行政機関等に対する他の行政機関等からの参加差押え等の状況については「参加差押え等の状況に関する照会書」及び「参加差押え等の状況に関する回答書」を活用して確認する。</p> <p>(換価の催告及び換価執行決定予告通知書の送付)</p> <p>168 167(差押行政機関等との事前協議)により、換価執行決定が可能と見込まれる場合は、「参加差押財産換価催告書」により、差押行政機関等に対し換価の催告を行うとともに、滞納者に対して「換価執行決定予告通知書」により換価執行決定を予告する(徴収法第87条第3項、<u>第89条の2</u>、徴基通第87条関係14)。 なお、「換価執行決定予告通知書」の送付の目的、送付すべき者の範囲、送付の時期等及び出署者への対応については、第2章第2節《<u>公売予告通知書等の送付</u>》による。 (注) (同左)</p>

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(換価の執行に係る同意の請求)</p> <p>169 差押行政機関等への換価の催告及び滞納者への換価執行決定の予告の結果、差押行政機関等による換価の見込みがなく、滞納者からの自発的な納付もない場合や、出署相談の結果、換価以外に適切な滞納整理の方法がないと認められる場合は、「換価執行に関する求意見書」(様式 306020-052) (以下「求意見書」という。)により、差押行政機関等に対して、換価の執行に係る同意を求める(徴収法第 89 条の 2 第 2 項、徴基通第 89 条の 2 関係 6)。</p> <p>併せて「参加差押え等の状況に関する回答書」により、差押財産に係る参加差押え等の状況について確認を行う。</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p> <p>3 求意見書を郵送する際には、「換価執行決定に関する意見」(様式 306020-053)を同封することに留意する。</p> <p>(換価執行決定の告知)</p> <p>170 差押行政機関等が「換価執行に関する意見」により換価執行に同意した場合は、参加差押えをした税務署長は、換価執行決定を行う(徴収法第 89 条の 2 第 1 項)。</p> <p>この場合、換価同意行政機関等へ「換価執行決定告知書」(様式 306020-055)を送付することにより、換価執行決定の告知を行う(徴収法第 89 条の 2 第 3 項、徴基通第 89 条の 2 関係 7)。</p> <p>(注) 「換価執行決定告知書」による告知は、交付送達又は郵便による送達の方法により行うが、次のことに留意する。</p> <p>1 交付送達の方法によるときは、必ず「送達記録書」により書類を受領した者の署名を求めること。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(滞納者等への通知)</p> <p>172 換価執行決定をした場合は、換価執行行政機関等は、速やかに、次に掲げる者に対</p>	<p>(換価の執行に係る同意の請求)</p> <p>169 差押行政機関等への換価の催告及び滞納者への換価執行決定の予告の結果、差押行政機関等による換価の見込みがなく、滞納者からの自発的な納付もない場合や、出署相談の結果、換価以外に適切な滞納整理の方法がないと認められる場合は、「換価執行に関する求意見書」(以下「求意見書」という。)により、差押行政機関等に対して、換価の執行に係る同意を求める(徴収法第 89 条の 2 第 2 項、徴基通第 89 条の 2 関係 6)。</p> <p>併せて「参加差押え等の状況に関する回答書」により、差押財産に係る参加差押え等の状況について確認を行う。</p> <p>(注) 1・2 (同左)</p> <p>3 求意見書を郵送する際には、「換価執行決定に関する意見」を同封することに留意する。</p> <p>(換価執行決定の告知)</p> <p>170 差押行政機関等が「換価執行に関する意見」により換価執行に同意した場合は、参加差押えをした税務署長は、換価執行決定を行う(徴収法第 89 条の 2 第 1 項)。</p> <p>この場合、換価同意行政機関等へ「換価執行決定告知書」を送付することにより、換価執行決定の告知を行う(徴収法第 89 条の 2 第 3 項、徴基通第 89 条の 2 関係 7)。</p> <p>(注) 「換価執行決定告知書」による告知は、交付送達又は郵便による送達の方法により行うが、次のことに留意する。</p> <p>1 交付送達の方法によるときは、必ず「送達記録書」により書類を受領した者の署名押印を求めること。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(滞納者等への通知)</p> <p>172 換価執行決定をした場合は、換価執行行政機関等は、速やかに、次に掲げる者に対</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>し、その旨を「<u>換価執行決定通知書</u>」(様式 306020-056・057)により通知する(徴収法第 89 条の 2 第 4 項)。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 換価執行決定の取消し</p> <p>(換価執行決定を取り消した旨の通知)</p> <p>175 換価執行決定を取り消した換価執行行政機関等は、速やかに、次に掲げる者に対し、その旨を「<u>換価執行決定取消通知書</u>」(様式 306020-061～063)により通知する(徴収法第 89 条の 3 第 3 項)。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(換価の続行をする旨の通知)</p> <p>178 換価の続行をする場合は、換価執行行政機関等は、速やかに、次に掲げる者に対し、その旨を「<u>換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書</u>」(様式 306020-065・066)により通知する(徴収法第 89 条の 3 第 3 項、徴収令第 42 条の 4 後段)。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>し、その旨を「換価執行決定通知書」により通知する(徴収法第 89 条の 2 第 4 項)。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 換価執行決定の取消し</p> <p>(換価執行決定を取り消した旨の通知)</p> <p>175 換価執行決定を取り消した換価執行行政機関等は、速やかに、次に掲げる者に対し、その旨を「換価執行決定取消通知書」により通知する(徴収法第 89 条の 3 第 3 項)。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(換価の続行をする旨の通知)</p> <p>178 換価の続行をする場合は、換価執行行政機関等は、速やかに、次に掲げる者に対し、その旨を「換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書」により通知する(徴収法第 89 条の 3 第 3 項、徴収令第 42 条の 4 後段)。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p>